

川西市市民活動センター・川西市男女共同参画センター
指定管理者制度における人件費及び電気料金変動への対応について

1 人件費変動

(1) 変動に係る改定基準

賃金の水準を図る指標を基に算出した変動率に±1.0以上の変動があった場合、指定管理料変更に係る協議を行い、+1.0以上の変動が認められ、かつ指定管理者が賃金改定を実施する場合には指定管理料の増額を行う。ただし、変動率が-1.0以上となる場合においては、指定管理料の減額を行う。

(2) 変動対象となる人件費

対象となる人件費は、労働基準法第10条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動により影響を受けるもので、その対象となる者は、川西市市民活動センター・男女共同参画センターで働く職員のうち、指定管理者から直接雇用されている者に限る。

人材派遣委託による職員などの指定管理者から直接雇用されていない者は対象外とする。

労働基準法（抜粋）

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

(対象例)

就業規則等に基づく給与・賃金、賞与、社会保険料（事業主負担分）

(対象外例)

通勤手当、住居手当、役職手当、健康診断費

●これらは参考例であり、指定管理者の給与形態等によって、手当等の名称や内容及び取扱いは異なるため、指定管理者の取扱状況に応じて判断するものとする。

(3) 算定に用いる指標及び指数

兵庫県 毎月勤労統計調査 地方調査：「名目賃金指数（現金給与総額・規模5人以上）サービス業（他に分類されないもの）」5月分を採用する。

(4) 改定基準及び変動率算出方法

変動率は下記の計算により算出するただし、初年度の人件費は募集時に見込んでいたため対象外とする。

変動率 = (X年度における名目賃金指数/前回改訂年度における名目賃金指数(※1)) - 1

※1：改定が行われていない場合は、指定管理期間1年目の名目賃金指数とする。

(5) 変動率の上限

(4) で算出された変動率と賃金改定による変動率を比較し、低い方の変動率を用いる。

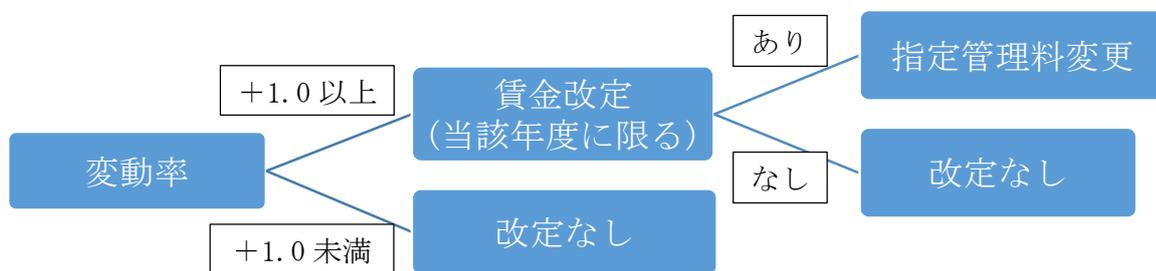
(6) 指定管理料の算出方法

X年度指定管理料改訂額=X年度人件費予算額×改定月から3月までの月数/12×変動率

(7) 指定管理料変更の流れ

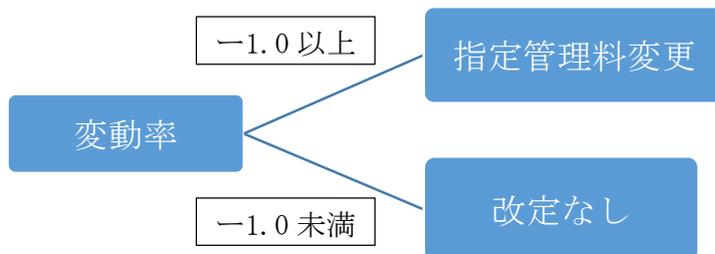
変動率がプラスの場合

指定管理者の賃金改定を確認の上、年度協定書の変更協定を結び、当該年度に増加分を支払う。



変動率がマイナスの場合

年度協定書の変更協定を結び、当該年度に減額又は返納する。



2 電気料金変動

(1) 変動の基準

基準額（募集要項で指定する電気料金）の±10%の範囲（円未満切捨）を超えた場合に、指定管理料変更に係る協議を行い、使用量並びに単価等を勘案し、出納整理期間中に指定管理料の追加支給又は返納を行う。